

控訴審での因果関係論

令和6年11月24日 判決前集会

弁護団 田辺保雄

乗り越えるべき因果関係論

- 原賠審の中間指針（地域、時期）
- ←根底にあるのは、内閣府・低線量被ばくWG
- 100 mSv論（被ばく影響の過小評価→健康影響を否認）
- 具体的な健康影響がなければ、情報不足の時期の恐怖感しか勘案しない（生命身体への権利侵害についての伝統的な観念）。

1 0 0 mSv論への対応

- 1 本行忠志名誉教授による意見書
- 複合汚染、放射線感受性の個人差等
- 2 B E I R - VII 報告後の状況
- 現時点では、低線量域のデータだけでも、疫学的に健康影響が見えている

健康に対する権利・国内避難民の権利

- 伝統的な生命身体についての権利概念
- → 具体的侵害の危険性がない限り、法的に評価されない。
- 国際人権に基づく主張
- 1. 健康に対する権利（≠健康である権利）
- 2. 国内避難民の権利（指導原則に基づく）
- いずれも国連特別報告者による勧告がある

1 最高裁の判断

①平成20年に東京電力設計が行った推計結果（敷地南側で最大O.P.+15.7m）を予見対象の津波と設定

②事故当時には防潮堤等の設置以外の方法（水密化、高所化）は検討されていなかった

③推計に基づく津波を防ぐための防潮堤は、実際に生じた津波を防ぎ得なかった

結果回避可能性を否定

1

防潮堤に関する判断の誤り

適切な
裕度を踏
まえた
防潮堤

資料101
甲A78-251（裏）丁
1. 1F 鉛直壁を設置した場合の検討。

1F 鉛直壁を設置した場合の検討

検討で用いた解析条件

想定断層モデル：R9-06-02（日本海溝寄りプレート間（津波地震））

：朔望平均満潮位 OP+1.490m

：3時間

：鉛直壁（鉛直壁）：敷地 OP+10m 及び OP+13m に鉛直壁高さ OP+20m を設定。

位置は図 1-1 及び図 1-2 を参照。

最大津波高さ分布及び鉛直壁前面の津波高さを図 1-3 に示す。また、鉛直壁の有無による津波

【H20.4.18 東電設計(株)「新潟中越沖地震を踏まえた福島第一・第二原子力発電所の津波評価委託」】

2

H15.3.20日本原子力安全委員会 地震・地震動WG第7回会合

津波に対する原子力発電所の安全確保について

原子力発電所の安全対策

原子力発電所は、原子炉の中で発生する放射性物質を周辺に出さないことが安全の大原則である。このため、1. 異常の発生を防止する 2. 異常の拡大を防止する 3. 事故の影響を緩和する、という多重防護の考え方による設計となっている。すなわち、万が一異常が発生しても①原子炉内の核反応を「止める」、②放射性物質を「閉じこめる」、③燃料を「冷やす」ことにより安全を確保することができる。

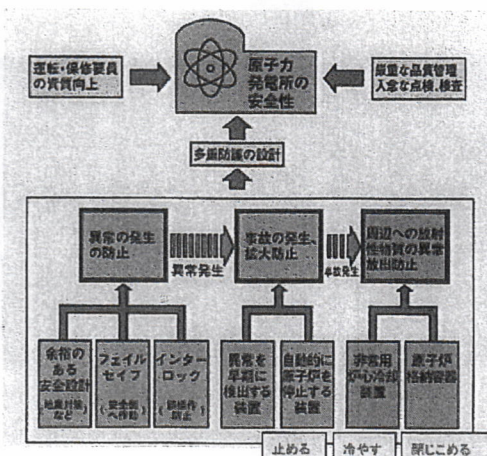


図1 原子力発電所の安全対策

非常用海水ポンプの保護対策例(水位上昇側)

①水密扉の設置

非常用海水ポンプの据付高さが低く、かつ、屋外に設置している場合は海水ポンプの電動機を保護するために隔壁に水密扉等を設ける等により海水の侵入を防止する。

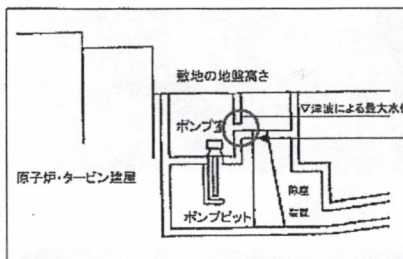


図4 水密扉の設置

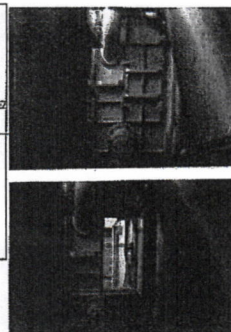


写真1 水密扉

②建屋内への設置

非常用海水ポンプを強固な建屋・壁等の内側に設置する構造とする。

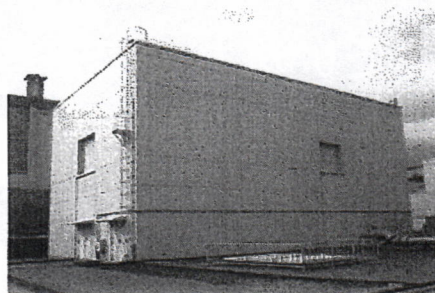


写真2 非常用海水ポンプ設置建屋

損害論

東電の新たな主張

1審判決の問題点

① 慰謝料の金額が低い

原則：30万円

例外：妊婦・子ども／60万円、特殊事情あれば少し増額

➡ 被害実態が理解されていない

➡ 強制避難区域との差別的取り扱い

② 損害を認める避難時期の限定

避難開始時期(2012年4月1日まで)

避難期間(避難開始から2年間)

➡ 被害の継続に対する理解不足そ

① 復興論

「福島は復興している！」

「2011年3月末には生活が正常化している！」

「高水準の賠償額が支払われるよう仕組みを
(東電が)構築」した！」

「自主的避難等対象区域の住民の大多数について
違法な権利侵害が発生していない！」

👉 「時の経過」を悪用して『被害実態を矮小化』

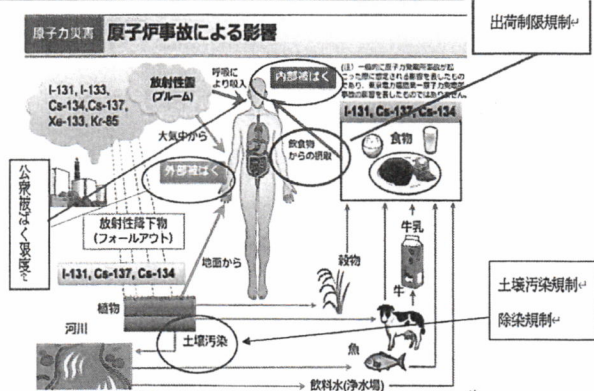
② 新弁済の抗弁

「損害項目間・世帯間で損害を充当しろ！」

☞「個人主義の原則」など民事訴訟の原則を無視

「データ」による立証

「事故の記憶」の
呼び起こし



環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料（令和元年度版）」p.29

○ 放射線汚染に関する公的資料

・土壤汚染・食品・海洋・水質汚染・除染 etc.

○ 復興の遅れに関するデータ

- ・ 人口減少、家屋新築、自動車購入 etc.

○ 学校現場の混乱

○ 原陪審の議事録から、慰謝料に
関する議論の精査

○ 事故当時の情報・報道

○ 原告ごとの準備書面



被害の
『見える化』
『類型化』

○ 大規模調査に基づく意見書

・ 辻内琢也意見書 ・ 成元哲論文 etc.

○ 京都訴訟独自の調査

・ 陳述書分析

・ 全世帯アンケート

・ PTSD／ストレステスト(IES-R)

➤ 竹沢尚一郎・伊東未来・大倉弘之 意見書

○ 控訴審での証人尋問